

迷惑行為、マナー違反に関する内規

第1条(目的)

滋賀県柔道連盟が主催する大会等において柔道関係者の振る舞い、言動、応援マナーや、さらには柔道関係者による迷惑・無断駐車による苦情等の問題が多く発生している。

このようなことから、滋賀県柔道連盟としてマナー向上等を目的として、内規をもうけることとする。

第2条(対象)

1. 本内規によって制約を受ける対象となるのは滋賀県柔道連盟が主催(主管・後援・協力・共催含)する大会、昇段試験、講習会、講演会、総会、理事会等をいう。
2. 本内規によって制約を受ける対象となるのは、滋賀県柔道連盟に登録している者、あるいは滋賀県柔道連盟に登録している団体に所属している者及びその保護者を含む関係者とする。

補足、大会においては大会の観戦者(観客席)についても同様の扱いとする。

第3条(制約)

1. 滋賀県柔道連盟に登録している者、あるいは滋賀県柔道連盟に登録している団体に所属している者及びその保護者を含む関係者は、大会及び昇段審査会において審判及び大会関係者への言葉や態度による人格の否定、暴言、どうかつ、ひ謗、中傷、威圧等を行ってはならない。

補足、禁止行為

- ・試合中、意図的に立ち上がったたり大声を出したりするなど、選手や審判員に対し威圧的な態度や言動をすること。
 - ・審判員の判定に対し、コメントや批判または訂正を要求すること。
 - ・対戦相手、審判員、役員、一般客、及び自分側の選手を侮辱する行為。
 - ・広告看板や器具、施設備品並びに施設そのものを殴ったり、蹴ったりすること。
 - ・その他、柔道精神に反する行為。(試合場における身だしなみ・言葉使いも含)
2. 滋賀県柔道連盟に登録している者、あるいは滋賀県柔道連盟に登録している団体に所属している者及びその保護者を含む関係者は、滋賀県柔道連盟が主催(主管・後援・協力・共催含)する大会、昇段試験、講習会、講演会、総会、理事会等において、開催場所及びその近隣に対して迷惑・無断駐車をしてはならない。
 3. 会場建屋内の通路を塞ぐような行為をしてはならない。
 4. その他青少年育成上好ましくないと滋賀県柔道連盟が判断するものなど、柔道精神に反する行為が認められた場合は、滋賀県柔道連盟は別に規定する制裁措置を科すことができ

る。

第4条(制裁処置委員会)

1. 会長は、違反行為が疑われる事案について本連盟で処分が必要と認める場合には制裁処置委員会を設置する。
2. 制裁処置委員会の委員は本連盟の役員で構成し、3名以上とする。
3. 制裁処置委員会は、会長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて、審議の上、処分案を会長に答申するものとする。
4. 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

第5条(制裁措置)

第3条1から4項に掲げるような柔道精神に反する行為が認められた場合は、滋賀県柔道連盟は、行為を行った者に対して以下に掲げる制裁措置(軽い順)を科す。

1. 口頭注意
2. 文書による戒告
3. 期間を定めた大会出場、昇段審査の停止(1回、半年間、1年間、2年間、・・・)

第6条(手続き)

違反行為が生じたもしくは通報を受けた場合、以下の手続きを行う

1. 当事者から事情聴取を行い、必ず弁明の機会を与える(7日以内)
2. 比較的軽微な行為の場合、一回目は口頭注意を原則とし、当事者から今後同様の行為を行わない旨の誓約書を提出させ、二回目は文書による戒告とする。(10日以内)
3. 各支部(協会・団体)で処分を行った場合、滋賀県柔道連盟会長および通報者に報告する。(3日以内)
4. 連帯責任は取らせず、処分は当事者に限定する
5. 滋賀県柔道連盟の制裁処置ではすまされない重大な違反行為、社会的影響が大きい行為は、講道館倫理委員会事務局長に報告し審理の申し立てをする
6. 滋賀県柔道連盟が制裁処置を講じた場合、その内容を講道館倫理委員会事務局に通報する。

第7条(非保証)

滋賀県柔道連盟は移籍者の移籍を保証する責任を負わない。

附 則 (施行期日)

1. この内規は、平成27年4月1日から施行する。
(経過規定)
2. この内規の施行前に行われた行為については、本内規の制約を受けない。

以上

マナー違反があった場合の対応(処分)

*本規定は、試合時のみならず、試合前の練習及び試合終了後施設退館までの行動にも適用する。

マナー違反一覧表

誰が	誰に対して	何をした	その場で	その後に
指導者	審判	暴力	退場	該当者並びに代表指導者に対して、審判長による嚴重注意を行なう。
	道場生			
道場生	審判	暴力	退席	また、頻度によっては、若しくは度重なる場合は大会会長名で活動制限を行なう。
	道場生			
指導者	審判	暴言	戒告	該当者並びに代表指導者に対して、各競技役員により口頭注意を行なう。 戒告処分を2回受けた場合は 退場・退席処分とする。 退場・退席処分となった場合は、審判長より嚴重注意と共に大会会長名で活動制限を行なう。
	道場生			
道場生	審判			
	道場生			
応援者	審判			
	指導者			
	道場生			
指導者	審判	アピール		
道場生				
応援者				

行為内容詳細

行為	内容	
暴力	指導者が道場生・審判に対し、暴力(体罰等)を行なうこと。 また道場生も同様とする。	
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・叩く、殴る、蹴る 等。 ・物を使い、相手を傷つける 等。 ・その他、長時間立たせる等の肉体的に相手を傷つける、または強いる行為。
暴言	指導者が道場生・審判に対し暴言を行なうこと。 また応援者・道場生も同様とする。	
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・罵倒する言葉。 ・差別に関する言葉。 ・その他、攻撃的、侮辱的または下品な言葉。
アピール	指導者、道場生、応援者が審判の判定に対し、抗議の身振りをすること。	
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・物を投げる、椅子、壁を蹴る、等。 ・その他、侮辱的または下品な身振りをすること。